

平成25年6月28日

号外第1号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

条 例

- 一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（39・人事課）……………6
- 秋田県県税条例の一部を改正する条例（40・税務課）……………7
- 秋田県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例（41・福祉政策課）……………13
- 秋田県小規模介護施設整備等促進臨時対策基金条例の一部を改正する条例（42・長寿社会課）……………13
- 秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例の一部を改正する条例（43・環境管理課）……………13
- 秋田県海岸漂着物等臨時対策基金条例（44・環境整備課）……………13
- 秋田県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（45・生活衛生課）……………14
- 秋田県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例（46・農地整備課）……………14
- 秋田県林業開発基金条例の一部を改正する条例（47・林業木材産業課）……………15
- 秋田県分譲地内の土地の減額譲渡等に関する条例の一部を改正する条例（48・建築住宅課）……………15
- 秋田県営住宅条例の一部を改正する条例（49・建築住宅課）……………15
- 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（50・教職員給与課）……………15
- 秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例（51・高校教育課）……………16
- 秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例等の一部を改正する条例（52・高校教育課）……………16

この号で公布された条例のあらまし

◇一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第39号）

1 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）の一部改正（第1条による改正）

平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、職員（任期を定めて採用された職員（再任用職員のうち、管理又は監督の地位にある職員であって任命権者が別に定めるものを除く。）を除く。）の給料月額を次のとおり減額することとした。（附則第7項関係）

職員の区分	減額する割合
本庁の課長以上の職及びこれらの職に相当する職を占める職員	9.77/100
上記及び下記以外の職員	7.77/100
主事及び技師の職並びにこれらの職に相当する職を占める職員	4.77/100

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年秋田県条例第69号）の一部改正（第2条による改正）

平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、特定任期付職員のうち本庁の課長以上の職及びこれらの職に相当する職を占める職員の給料月額について、100分の9.77に相当する額を減額することとした。（附則第4項関係）

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。
- (3) 職員の退職手当に関する条例（昭和28年秋田県条例第80号）及び職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和63年秋田県条例第3号）について所要の規定の整備を行うこととした。

◇秋田県県税条例の一部を改正する条例（秋田県条例第40号）

1 県民税

- (1) 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の承認が取り消された場合における当該譲渡所得

等に係る個人の県民税の所得割の課税について、対象となる公益法人等とみなされる法人に、一定の要件を満たした法人を加えることとした。(附則第1条の3関係)

(2) 個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除について、次の措置を講ずることとした。(附則第4条の2の2関係)

① 適用期限を、居住年が平成29年であるものまで4年間延長することとした。

② 所得割の納税義務者が住宅の取得等をして平成26年4月から平成29年12月までの間に居住の用に供し、かつ、当該住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が新税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額相当額である場合、個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除の控除限度額については、所得税の課税総所得金額等の合計額の2.8%に相当する金額(当該金額が54,600円を超える場合には、54,600円)とすることとした。

(3) 東日本大震災によりその有していた居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった者の相続人(当該家屋に居住していた者に限る。)が当該家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合には、当該相続人は、当該家屋を被相続人がその取得をした日から所有していたものとみなして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができることとした。(附則第27条の2関係)

(4) 東日本大震災によりその有していた自己の居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった納税義務者が住宅の再取得又は増改築等をして平成26年4月から平成29年12月までの間に居住の用に供した場合、個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除の控除限度額については、所得税の課税総所得金額等の合計額の2.8%に相当する金額(当該金額が54,600円を超える場合には、54,600円)とすることとした。(附則第28条関係)

(5) 特定公社債及び公募公社債投資信託等の受益権に対する課税について、次の措置を講ずることとした。

① 平成28年1月1日以後に納税義務者が支払を受けるべき特定公社債等の利子等について、利子割の課税対象から除外した上、配当割の課税対象とすることとした。(第47条の12関係)

② 平成28年1月1日以後に納税義務者が支払を受けるべき一定の特定公社債等の利子等について納税義務者が申告した場合には、所得割の課税対象とし、2%の税率による分離課税とすることとした。(附則第7条関係)

(6) 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等を加え、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限る。)及び譲渡所得等との損益通算を可能とすることとした。(附則第12条の2の6関係)

(7) 平成29年度以後の各年度分の個人の県民税について、前年前3年内の各年に生じた特定公社債等の譲渡損失の金額(前年前において控除されたものを除く。)は、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等並びに上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限る。)及び譲渡所得等からの繰越控除を可能とすることとした。(附則第12条の2の6関係)

(8) 平成28年1月1日以後の一般公社債等の譲渡に係る譲渡所得等については、所得割の課税対象とし、2%の税率による分離課税とすることとした。ただし、同族会社が発行した社債の償還金でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものは、総合課税の対象とすることとした。(附則第12条の2関係)

(9) 株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とした上で、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税並びに一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組することとした。(附則第12条の2及び附則第12条の2の2関係)

(10) 平成28年1月1日以後に支払を受けるべき利子等に係る利子割の納税義務者について、利子等の支払を受ける法人を除外し、利子等の支払を受ける個人に限定することとした。(第30条関係)

2 地方消費税

税率を次のとおり引き上げることとした。(第62条の4関係)

(1) 平成26年4月1日から63分の17(消費税率換算1.7%)

(2) 平成27年10月1日から78分の22(消費税率換算2.2%)

3 自動車税

(1) 代替路線を運行するバスに対する減免について、その対象に一般乗合用バスを加えることとした。(第136条の2関係)

(2) 引用している地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)について、該当する条項を加えることとした。(附則第18条の6関係)

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日等

(1) この条例は、次を除き、公布の日から施行することとした。

① 1(1)及び(3)並びに4の一部 平成26年1月1日

② 2(1) 平成26年4月1日

③ 1(2)及び(4)並びに4の一部 平成27年1月1日

- ④ 2(2) 平成27年10月1日
 - ⑤ 1(5)①及び⑩並びに4の一部 平成28年1月1日
 - ⑥ 1(5)②、(6)、(7)、(8)及び⑨、4の一部並びに5(3) 平成29年1月1日
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。
- (3) 秋田県県税条例の一部を改正する条例(平成20年秋田県条例第31号)について所要の規定の整備を行うこととした。

◇秋田県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例(秋田県条例第41号)

- 1 秋田県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第4項の規定に基づき、同項に規定する合議制の機関として位置付けることとした。(第1条関係)
- 2 審議会の組織及び運営については、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第8条から第11条まで及び第12条第2項並びに社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第2条及び第3条並びにこの条例に定めるところによることとした。(第3条関係)
- 3 審議会に設置する児童福祉専門分科会に、子ども・子育て支援法第77条第4項各号に掲げる事務について調査審議するための部会を設けることとした。(第8条関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県小規模介護施設整備等促進臨時対策基金条例の一部を改正する条例(秋田県条例第42号)

- 1 秋田県小規模介護施設整備等促進臨時対策基金の設置期限を平成26年3月31日(現行平成25年12月31日)に延長することとした。(附則第2項関係)
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第43号)

- 1 「財団法人日本環境協会」を「公益財団法人日本環境協会」に改めることとした。(第6条関係)
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県海岸漂着物等臨時対策基金条例(秋田県条例第44号)

- 1 海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため、海岸漂着物等(美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成21年法律第82号)第2条第2項に規定する海岸漂着物等をいう。)の円滑な処理及び発生の抑制に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県海岸漂着物等臨時対策基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第1条関係)
- 2 基金の積立て、現金の管理、運用益金の処理、現金の繰替運用、基金の処分及び知事への委任について定めることとした。(第2条～第7条関係)
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
 - (2) この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失うこととした。

◇秋田県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第45号)

- 1 引用している動物取扱業を第一種動物取扱業に改めることとした。(第18条及び別表関係)
- 2 動物取扱業登録申請手数料の名称を第一種動物取扱業登録申請手数料に、動物取扱業登録更新申請手数料の名称を第一種動物取扱業登録更新申請手数料に改めることとした。(別表関係)
- 3 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 4 施行期日
この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第79号)の施行の日(平成25年9月1日)から施行することとした。

◇秋田県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第46号)

- 1 受益者から負担金を徴収する事業に国営横手西部土地改良事業を加え、その負担金の総額を当該年度における事業(末端支配面積(当該施設の利益を受ける土地の面積をいう。))が1,000ヘクタール未満の施設の整備に係る部分の

事業に限る。)に要した経費の総額に100分の3.67を乗じて得た額とすることとした。(第3条関係)

2 国営横手西部土地改良事業に係る負担金の徴収方法を次のとおりとすることとした。(第4条関係)

支 払 方 法	支 払 期 間	利 率
元利均等年賦支払	17年(据置期間を含む。)	年5パーセント

3 その他所要の規定の整理を行うこととした。

4 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。



◇秋田県林業開発基金条例の一部を改正する条例(秋田県条例第47号)

1 「財団法人秋田県林業公社」を「公益財団法人秋田県林業公社」に改めることとした。(第1条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。



◇秋田県分譲地内の土地の減額譲渡等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第48号)

1 県が所有する分譲地内の土地をその時価から減額した価額で譲渡することができる要件に、当該土地を婚姻の予約をしている者又は婚姻後5年以内の者の居住の用に供する場合を加えることとした。(第2条関係)

2 その他所要の規定の整理を行うこととした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。



◇秋田県営住宅条例の一部を改正する条例(秋田県条例第49号)

1 引用している福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)の条項を改めることとした。(第7条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。



◇市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第50号)

1 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、職員(任期を定めて採用された職員を除く。)の給料月額を次のとおり減額することとした。(附則第7項関係)

職員の区分	減額する割合
期末手当及び勤勉手当の額の算定に当たって役職段階に応じた加算のある職員(教育職給料表(一)又は教育職給料表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が2級であるものを除く。)	7.77/100
その他の職員	4.77/100

2 その他所要の規定の整理を行うこととした。

3 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。

(2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

(3) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年秋田県条例第66号)について所要の規定の整備を行うこととした。



◇秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例(秋田県条例第51号)

1 秋田県立高等学校設置条例(昭和39年秋田県条例第1号)の一部改正(第1条による改正)

秋田県立角館高等学校及び秋田県立角館南高等学校の名称及び位置に係る規定を削るとともに、新たに設置する高等学校の名称及び位置を次のとおりとすることとした。(別表関係)

名称	位置

秋田県立角館高等学校

仙北市角館町小館77番地2

2 秋田県立高等学校設置条例の一部改正（第2条による改正）

秋田県立角館高等学校の位置を仙北市角館町細越町37番地に改めることとした。（別表関係）

3 施行期日等

- (1) この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、2は、平成27年4月1日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例等の一部を改正する条例（秋田県条例第52号）

1 次に掲げる条例について、「財団法人秋田県育英会」を「公益財団法人秋田県育英会」に改めることとした。

- (1) 秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例（昭和50年秋田県条例第14号）
- (2) 秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例の一部を改正する条例（平成16年秋田県条例第38号）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 二 秋田県県税条例の一部を改正する条例
- 三 秋田県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例
- 四 秋田県小規模介護施設整備等促進臨時対策基金条例の一部を改正する条例
- 五 秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例の一部を改正する条例
- 六 秋田県海岸漂着物等臨時対策基金条例
- 七 秋田県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 八 秋田県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例
- 九 秋田県林業開発基金条例の一部を改正する条例
- 十 秋田県分譲地内の土地の減額譲渡等に関する条例の一部を改正する条例
- 十一 秋田県営住宅条例の一部を改正する条例
- 十二 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 十三 秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例
- 十四 秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例等の一部を改正する条例

平成二十五年六月二十八日

秋田県知事 佐竹 敬 久

秋田県条例第三十九号

一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第八項を附則第九項とし、附則第七項を附則第八項とし、附則第六項の次に次の一項を加える。

- 7 職員(任期を定めて採用された職員(再任用職員のうち、管理又は監督の地位にある職員であつて任命権者が別に定めるものを除く。)を除く。)の給料月額は、平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に限り、第四条から第五条の二まで並びに附則第二項、附則第三項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定(同項の規定を除く。)による額から、当該額に当該職員に適用される次の表の上欄に掲げる給料表及び次の表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額(その額に一日未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。同項ただし書の規定は、この場合について準用する。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表	七級から九級まで	百分の九・七七
	三級から六級まで	百分の七・七七(六級の職員のうち前項第二号に掲げる職員にあつては、百分の九・七七)
	一級及び二級	百分の四・七七
公安職給料表	八級及び九級	百分の九・七七
	四級から七級まで	百分の七・七七(七級の職員のうち前項第二号に掲げる職員並びに六級及び七級の職員のうち同号に掲げる職員に準ずる職員として任命権者が別に定めるものにあつては、百分の九・七七)
	一級から三級まで	百分の四・七七
海事職給料表	三級及び四級	百分の七・七七
	一級及び二級	百分の四・七七
教育職給料表(一)	三級及び四級	百分の七・七七(四級の職員のうち前項第二号に掲げる職員にあつては、百分の九・七七)
	一級及び二級	百分の四・七七
教育職給料表(二)	三級及び四級	百分の七・七七
	一級及び二級	百分の四・七七

研究職給料表	五級	百分の九・七七
	三級及び四級	百分の七・七七(四級の職員のうち前項第二号に掲げる職員にあつては、百分の九・七七)
	一級及び二級	百分の四・七七
医療職給料表(一)	三級及び四級	百分の九・七七
	二級	百分の七・七七
	一級	百分の四・七七
医療職給料表(二)	七級	百分の九・七七
	三級から六級まで	百分の七・七七(三級の職員のうち第二十一条第五項の規定の適用を受けない職員にあつては、百分の四・七七)
	一級及び二級	百分の四・七七
医療職給料表(三)	三級から五級まで	百分の七・七七(三級の職員のうち第二十一条第五項の規定の適用を受けない職員にあつては、百分の四・七七)
	一級及び二級	百分の四・七七

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第二条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年秋田県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第四項を次のように改める。

(平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間における特定任期付職員の給料月額の特例措置)

- 4 特定任期付職員のうち、その号給が第七条第一項の給料表の三号給から七号給までである職員及び同条第三項の規定による給料月額を受ける職員の給料月額は、平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に限り、同条第一項から第三項までの規定にかかわらず、これらの規定による額から、当該額に百分の九・七七を乗じて得た額(その額に一月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第五号)附則第七項から第九項までの規定の適用を受ける職員に係る第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例附則第七項の規定の適用については、同項中「前項の」とあるのは「前項並びに一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第五号)附則第七項から第九項までの」と、「(同項」とあるのは「(前項」とする。

(職員の退職手当に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 3 次に掲げる条例の規定中「附則第六項」の下に「及び第七項」を加える。

- 一 職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第八十号)附則第三十三項
- 二 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和六十三年秋田県条例第三号)附則第八項(見出しを含む。)

秋田県条例第四十号

秋田県県税条例の一部を改正する条例

第一条 秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第六十二条の四中「百分の二十五」を「六十三分の十七」に改める。

第二百五条第一項第三号イ(1)中「一般乗合用のもの」の下に「(道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。以下この条において同じ。)」を加える。

第二百六条の二の見出し並びに同条第一項及び第三項中「運行する」の下に「一般乗合用バス又は」を加える。

附則第一条の三中「から第九項まで」を「から第十項まで」に改める。

附則第二条第一項第三号中「附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四の二第六項」に改める。

附則第四条の二第二項中「次条」の下に「及び附則第二十八条」を加え、同条第三項中「附則第二条の六第一項」を「附則第二条の三第一項」に改

める。

附則第四条の二の二第二項中「平成二十五年度」を「平成三十九年度」に、「平成二十五年」を「平成二十九年」に改め、同条に次の一項を加える。

4 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から平成二十九年までであつて、かつ、租税特別措置法第四十一条第三項第二号に規定する特定取得に該当する同条第一項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第一項の規定の適用については、同項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」とする。

附則第四条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(需附金税額控除における特例控除額の特例)」を付する。

附則第四条の四中「前条」を「附則第四条の二」に改め、同条を附則第四条の五とし、附則第四条の三の次に次の一条を加える。

第四条の四 平成二十六年度から平成五十年までの各年度の個人の県民税についての第三十六条の二第一項及び第二項並びに前条(これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、第三十六条の二第二項中「同条第二項各号」とあるのは「法附則第五条の六第一項の規定により読み替えて適用される法第三十七条の二第二項各号」と、前条中「法附則第五条の五第一項各号」とあるのは「法附則第五条の六第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の五第一項各号」とする。

附則第十条第三項中「又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の五まで」を、「第三十七条の九の四又は第三十七条の九の五」に改める。

附則第十二条の三の二第二項中「上場株式会社等(同法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式会社等をいう。)」を「株式会社等」に改める。

附則第十八条の六第五項中「(昭和二十六年法律第百八十三号)」を削り、同条第八項各号列記以外の部分中「法施行規則」の下に「附則第四条の六第七項」を加え、同項第一号中「乗用車(法施行規則)の下に「附則第四条の六第八項」を加え、「バス(法施行規則)を「バス(同条第九項)に改め、「で法施行規則」の下に「附則第四条の六第十項」を加え、同項第二号及び第三号中「(法施行規則)の下に「附則第四条の六第十一項」を、「で法施行規則」の下に「附則第四条の六第十項」を加え、同条第九項中「法施行規則」の下に「附則第四条の六第十二項」を加える。

附則第十九条第一項中「に限る」を「(道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。)に限る」に改める。

附則第二十七条の二の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第一項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(法附則第四十二条第二項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。)第十一条の六第一項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同条第一項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第三条、附則第三条の二、附則第四条の二又は附則第九条から第十二条までの規定を適用する。

附則第三条第一項	法附則第四条第一項第一号	法附則第四十四条の二第一項の規定により読み替えて適用される法附則第四条第一項第一号
附則第三条の二第一項	法附則第四条の二第二項第二号	法附則第四十四条の二第一項の規定により読み替えて適用される法附則第四条の二第一項第二号
附則第四条の二第一項	同項第二号	法附則第四十四条の二第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四第一項第二号
附則第九条第一項	第三十五条第二項	第三十五条第一項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第三十一条第一項	租税特別措置法第三十一条第一項
附則第十条第三項	第三十五条の二まで、第三十六条の二、第三十六条の五	第三十四条の二まで、第三十五条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。)、第三十五条の二、第三十六条の二若しくは第三十六条の五(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。)
附則第十一条第一項	租税特別措置法第三十一条の二第二項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一条の二第二項
附則第十二条第一項	第三十五条第二項	第三十五条第一項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第三十二条第一項	租税特別措置法第三十二条第一項

附則第二十七条の二第二項中「前項の規定は、同項」を「前二項の規定は、これら」に、「前項」を「これら」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。)の相続人(震災特例法第十一条の六第三項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)が、当該滅失をした旧家屋(同条第二項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。)の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。)における当該土地等(当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第二十七条の二第二項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第三条、附則第三条の二、附則第四条の二又は附則第九条から第十二条までの規定を適用する。

附則第二十八条を次のように改める。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第二十八条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における附則第四条の二及び附則第四条の二の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第四条の二第二項	租税特別措置法第四十一条又は第四十二条の二の二	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二
	法附則第五条の四第一項第一号	法附則第四十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四第一項第一号
	同項第三号	法附則第四十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四第一項第三号
附則第四条の二第二項	租税特別措置法第四十一条又は第四十二条の二の二	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二
	法附則第五条の四の二第一項第一号	法附則第四十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四の二第二項第一号
	同項第二号	法附則第四十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四の二第二項第二号
附則第四条の二第二項第二号	租税特別措置法第四十一条の二の二	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第六項までの規定の適用を受けた場合における附則第四条の二及び附則第四条の二の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、同条第四項の規定は、適用しない。

附則第四条の二第二項	法附則第五条の四第一項第一号	法附則第四十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四第一項第一号
附則第四条の二第二項	法附則第五条の四の二第一項第一号	法附則第四十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四の二第二項第一号

3 前項の場合において、当該納税義務者が平成二十六年から平成二十九年までの居住年に係る租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等(居住年が平成二十六年である場合には、その同項に規定する居住日が平成二十六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の日であるものに限る。)の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される附則第四条の二の二第一項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」とする。

第二条 秋田県県税条例の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第五号中「受ける者」を「受ける個人」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において県内に住所を有するもの

第四十七条の十中「第八条の三第三項」を「(昭和三十三年法律第二十六号)第三条の三第四項第二号に規定する国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等、同法第八条の三第四項第二号」に改める。

第四十七条の十二第二項中「又は」を「、」に改め、「いう。）」の下に「又は同法第四十一条の十二の二第三項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額(次項において「償還金に係る差益金額」という。))」を加え、同条第二項中「又は上場株式等の配当等」を「、上場株式等の配当等又

は償還金に係る差益金額」に改める。

第四十七条の十四第二項を削る。

第四十七条の十七第一項中「選択口座が」を「租税特別措置法第三十七条の十一の四第二項に規定する源泉徴収選択口座が」に、「租税特別措置法」を「同法」に、「当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額」及び「譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改め、同条第二項中「当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済(次項において「対象譲渡等」という。)により特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改め、同条第三項中「当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係る租税特別措置法第三十七条の十一の四第二項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額が同項に規定する源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなつた」を「租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項に規定する」に、「当該選択口座に係る個人に対して当該」を「同項に規定する」に改める。

第六十二条の四中「六十三分の十七」を「七十八分の二十二」に改める。

第九十五条第四項中「第六項」を「第五項」に改める。

附則第四条の三中「法第三十七条の二第二項第二号若しくは」を「法第三十七条の二第二項第二号若しくは」に改め、「附則第十二条の二第二項」の下に「附則第十二条の二第二項」を加え、「定める場合」を「掲げる場合」に改める。

附則第四条の五中「これらの規定中」を「第三十六条の二第二項中「第三十七条の二第一項各号に掲げる寄附金」とあるのは「第三十七条の二第一項各号に掲げる寄附金(租税特別措置法(昭和二十二年法律第二十六号)第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令附則第四条の五第一項に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。)」と、「同項第一号に掲げる寄附金」とあるのは「同項第一号に掲げる寄附金(租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令附則第四条の五第一項に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。)」と、同条第二項及び附則第四条の三中」に、「「掲げる」を「掲げる」に改める。

附則第七条の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第一項中「及び次項」及び「おいて、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第三十三条第四項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第一項」を「利子所得及び配当所得については、第三十三条第二項」に、「配当所得の金額(以下)を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令に規定するところにより計算した金額(以下)に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第二項中「県民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第八条の四第二項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第三十三条第四項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、県民税」に、「上場株式等」を「特定上場株式等」に改め、「の金額」を削り、「第三十三条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第三項第一号中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項第二号中「配当等に係るもの」を「法附則第五条第一項」に、「配当等に係るもの及び附則第七条第一項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得(同項の規定を受けようとするものに限る。)」を「法附則第三十三条の二第三項第四号の規定により読み替えて適用される法附則第五条第一項」と、「同項各号」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される同項各号」に改める。

附則第十二条の二の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第一項中「株式等に」を「一般株式等に」に改め、「県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第三十三条第六項の規定により同条第五項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定する。」を削り、「第四項第二号」を「第三項第二号」に改め、同条第二項中「県民税の所得割の納税義務者が」を「租税特別措置法第三十七条の十第二項に規定する一般株式等を有する県民税の所得割の納税義務者が当該一般株式等につき」に、「租税特別措置法第三十七条の十第三項各号に掲げる金額(所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。)その他令附則第十八条第四項に規定する事由により交付を受ける同項に規定する金額並びに租税特別措置法第四条の四第三項、第三十七条の十第四項並びに」を「同条第三項及び第四項並びに同法」に改め、「に規定する交付を受ける金額(これら)を削り、「同法第三十七条の十第一項」を「所得税法及び租税特別措置法第二章の規定の適用上同法第三十七条の十第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の第三第二項及び第二項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、「に相当する部分に限る。)」を削り、同条第三項を削り、同条第四項第二号から第四号までの規定中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第十二条の二の三を削る。

附則第十二条の二の二第二項中「第三十七条の十の二第一項」を「第三十七条の十一の二第一項」に、「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「又は同条第一項」を「同条第二項」に、「が株式」を「又は同条第一項に規定する特定口座内公社債(以下この項において「特定口座内公社債」という。)が株式又は同法第三十七条の十第二項第七号に規定する公社債」に、「同条第一項各号」を「同法第三十七条の十一の二第一項各号」に、「特定管理株式又は特定保有株式の譲渡(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八条第八項第三号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この条において同じ。)」を「特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内

公社債の譲渡」に、「当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡を」を「法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等の譲渡を」に、「及びこの条」を、「この条及び附則第十二条の二の六」に改め、同条第二項中「第三十七条の十の二第一項」を「第三十七条の十一の二第一項」に、「附則第十二条の二の四第一項」を「次条第一項」に、「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「これに類するものとして令附則第十八条の二第二項に規定するものを含む」を「同法第三十七条の十一の二第二項に規定する譲渡をいう」に、「附則第十二条の二の四に」を「次条に」に、「附則第十二条の二の四及び附則第十二条の三の二」を「次条及び附則第十二条の三の二第二項」に改め、同条を附則第十二条の二の三とし、附則第十二条の二の次に次の一条を加える。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第十二条の二の二 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第三十三条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令に規定するところにより計算した金額(当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第三十三条第六項の規定により同条第五項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(第三項において準用する前条第三項第二号の規定により読み替えて適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等(附則第十二条の三の二第一項において「上場株式等」という。)を有する県民税の所得割の納税義務者が当該上場株式等につき交付を受ける同法第四条の四第三項、第三十七条の十一第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項の規定により所得税法及び租税特別措置法第二章の規定の適用上同法第四条の四第三項、第三十七条の十一第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。

3 前条第三項の規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第三項第一号中「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第三十七条の十一第六項の規定により読み替えて準用される同法」と、同項第二号から第四号までの規定中「附則第十二条の二第一項」とあるのは「附則第十二条の二の二第一項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と読み替える。

附則第十二条の二の四第一項中「同条第二項」を「同法第三十七条の十一の二第一項」に改める。

附則第十二条の二の五第一項中「係る」の下に「利子所得の金額及び」を、「以外の」の下に「利子等(所得税法第二十三条第一項に規定する利子等をいう。)

附則第十二条の二の六第一項中「平成二十二年度分」を「平成二十九年度分」に、「附則第十二条の二第二項後段」を「附則第十二条の二の二第一項後段」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「配当所得の」を「計算した」に改め、「以下」を削り、同条第四項中「附則第十二条の二第二項後段」を「附則第十二条の二の二第二項後段」に、「附則第十二条の二第一項に」を「附則第十二条の二の二第一項に」に、「株式等に係る譲渡所得等」を「上場株式等に係る譲渡所得等」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第五項中「附則第十二条の二第一項に規定する株式等」を「附則第十二条の二の二第一項に規定する上場株式等」に改め、同条第六項中「附則第十二条の二第一項から第四項まで」を「附則第十二条の二の二第一項及び第二項」に、「配当所得の」を「計算した」に改め、「以下」を削り、「附則第十二条の二第二項中」を「附則第十二条の二の二第一項中」に改める。

附則第十二条の三第一項中「及び第四項」を「第五項及び第六項」に、「(第四項)」を「(第六項)」に改め、同条第五項中「第三項の規定の適用がある場合における附則第十二条の二第一項から第三項まで」を「第五項の規定の適用がある場合における附則第十二条の二第一項及び第二項並びに附則第十二条の二の二第一項及び第二項」に、「同条第二項」を「附則第十二条の二第一項中「計算した金額(とあるのは「計算した金額(附則第十二条の三第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」と、附則第十二条の二の二第一項」に、「附則第十二条の三第三項」を「附則第十二条の三第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前項」を「第三項及び前項」に、「第三十七条の十三の二第五項」を「第三十七条の十三の二第八項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「金額(」の下に「第三項又は」を加え、「株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該株式等」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第十二条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。))」を限度として、当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 県民税の所得割の納税義務者の特定株式に係る譲渡損失の金額は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第三十七条の四の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第四十五条の二第一項の確定申告書を含む。)に当該特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項について記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)に限り、附則第十二条の二第一項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第十二条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における附則第十二条の二の二の規定の適用については、同条第一項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（附則第十二条の三第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。

附則第十二条の三の二第二項中「の株式等」を「の上場株式等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中秋田県県税条例附則第一条の三の改正規定 同条例第四条の三の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条例附則第四条の四の改正規定、同条を同条例附則第四条の五とし、同条例附則第四条の三の次に一条を加える改正規定並びに同条例附則第十条第三項及び第二十七条の二の改正規定並びに次項及び附則第五項の規定 平成二十六年一月一日
- 二 第一条中秋田県県税条例第六十二条の四の改正規定及び附則第十項の規定 平成二十六年四月一日
- 三 第一条中秋田県県税条例附則第二条第一項第三号の改正規定 同条例附則第四条の二の改正規定（同条第三項に係る部分を除く。）、同条例附則第四条の二の二、第十二条の三の二第二項及び第二十八条の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定 平成二十七年一月一日
- 四 第二条中秋田県県税条例第六十二条の四の改正規定及び附則第十一項の規定 平成二十七年十月一日
- 五 第二条中秋田県県税条例第三十条第一項、第四十七条の十及び第四十七条の十二の改正規定、同条例第四十七条の十四第二項を削る改正規定並びに同条例第四十七条の十七及び第九十五条第四項の改正規定並びに同条例附則第四条の五の改正規定並びに附則第六項から第八項までの規定 平成二十八年一月一日
- 六 第二条中秋田県県税条例附則第四条の三の改正規定 同条例附則第七条の改正規定（同条第三項第二号に係る部分を除く。）、同条例附則第十二条の二の改正規定、同条例附則第十二条の二の三を削る改正規定、同条例附則第十二条の二の二の改正規定、同条を同条例附則第十二条の二の三とし、同条例附則第十二条の二の次に一条を加える改正規定、同条例附則第十二条の二の四第一項及び第十二条の二の五第二項の改正規定、同条例附則第十二条の二の六の改正規定（同条第二項に係る部分を除く。）並びに同条例附則第十二条の三及び第十二条の三の二第一項の改正規定並びに附則第九項、第十三項及び第十四項の規定 平成二十九年一月一日

(県民税に関する経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の秋田県県税条例（以下「新条例」という。）附則第一条の三、第四条の四及び第四十条の五の規定は、平成二十六年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第二条第一項第三号の規定は、平成二十七年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十六年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第十二条の三の二第二項の規定は、平成二十七年以後の年度分の個人の県民税について適用する。
- 5 新条例附則第二十七条の二第二項の規定は、県民税の納税義務者が平成二十五年一月一日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。
- 6 附則第一項第五号に掲げる規定による改正後の秋田県県税条例（以下「二十八年新条例」という。）の規定中利子等に係る県民税に関する部分は、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき利子等について適用し、同日前に支払を受けるべき利子等については、なお従前の例による。
- 7 二十八年新条例の規定中特定配当等に係る県民税に関する部分は、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき特定配当等について適用し、同日前に支払を受けるべき特定配当等については、なお従前の例による。
- 8 二十八年新条例の規定中特定株式等譲渡所得金額に係る県民税に関する部分は、平成二十八年一月一日以後に行われる特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用し、同日前に行われた特定口座内保管上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。
- 9 附則第一項第六号に掲げる規定による改正後の秋田県県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十九年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十八年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置)

- 10 新条例第六十二条の四の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（以下の項及び次項において「第二号施行日」という。）以後に事業者（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の七十七第一号に規定する事業者をいう。以下の項及び次項において同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第三条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下の項及び次項において同じ。）及び第二号施行日以後に保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。以下の項及び次項において同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下の項及び次項において同じ。）に係る地方消費税について適用し、第二号施行日前に事業者が行った課税資産の譲渡等及び第二号施行日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。
- 11 第二条の規定による改正後の秋田県県税条例第六十二条の四の規定は、附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日（以下の項において「第四号施行日」という。）以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び第四号施行日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、第二号施行日から第四号施行日の前日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等及び第二号施行日から第四号施行日の前日までの間に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 12 新条例第三百三十六条の二の規定は、平成二十五年以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十四年度分までの自動車税については、なお従

前の例による。

(秋田県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

13 秋田県県税条例の一部を改正する条例(平成二十年秋田県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「前日」との下に「〔附則第十二条の二第二項とあるのは「秋田県県税条例の一部を改正する条例(平成二十五年秋田県条例第四十号)第二条の規定による改正後の秋田県県税条例(以下この項において「新条例」という。〕附則第十二条の二第二項又は附則第十二条の二第二項」と、「同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「新条例附則第十二条の二第二項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。〕又は新条例附則第十二条の二第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。〕と、「当該株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とを加える。

(秋田県県税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

14 前項の規定による改正後の秋田県県税条例の一部を改正する条例附則第三項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される同条例による改正前の秋田県県税条例附則第十二条の三第六項の規定は、平成二十九年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

秋田県条例第四十一号

秋田県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

秋田県社会福祉審議会条例(平成十二年秋田県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「規定」の下に「及び子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十七条第四項の規定」を加える。

第八条を第九条とする。

第七条第一項中「里親の認定に関し」を「次に掲げる事務について」に改め、同項に次の二号を加える。

一 里親の認定その他の児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に基づく事務

二 子ども・子育て支援法第七十七条第四項各号に掲げる事務

第七条第三項中「里親の認定」を「第一項各号に掲げる事務」に、「第一項」を「同項」に改め、同条を第八条とする。

第六条を第七条とし、第三条から第五条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

(組織及び運営)

第三条 審議会の組織及び運営については、社会福祉法第八条から第十一条まで及び第十二条第二項並びに社会福祉法施行令(昭和三十二年政令第八十五号)第二条及び第三条並びに次条から第九条までに定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第四十二号

秋田県小規模介護施設整備等促進臨時対策基金条例の一部を改正する条例

秋田県小規模介護施設整備等促進臨時対策基金条例(平成二十一年秋田県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第四十三号

秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例の一部を改正する条例

秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例(平成十六年秋田県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第六号(中「財団法人日本環境協会」を「公益財団法人日本環境協会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第四十四号

秋田県海岸漂着物等臨時対策基金条例

(設置)

第一条 海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため、海岸漂着物等(美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成二十一年法律第八十二号)第二条第二項に規定する海岸漂着物等をいう。)の円滑な処理及び発生抑制に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県海岸漂着物等臨時対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第三条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

秋田県条例第四十五号

秋田県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

秋田県動物の愛護及び管理に関する条例(平成八年秋田県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「第二十四条第二項」の下に「(法第二十四条の四において準用する場合を含む。)」を加える。

第十八条第二項第二号及び第三号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改める。

別表動物取扱業登録申請手数料の項中「動物取扱業登録申請手数料」を「第一種動物取扱業登録申請手数料」に改め、同表動物取扱業登録更新申請手数料の項中「動物取扱業登録更新申請手数料」を「第一種動物取扱業登録更新申請手数料」に改め、同表の備考一及び二中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改める。

附 則

この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十九号)の施行の日(平成二十五年九月一日)から施行する。

秋田県条例第四十六号

秋田県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

秋田県国営土地改良事業負担金徴収条例(昭和二十九年秋田県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表に次のように加える。

国営横手西部土地改良事業	当該年度における事業(末端支配面積(当該施設の利益を受ける土地の面積をいう。)が千ヘクタール未満の施設の整備に係る部分の事業に限る。)に要した経費の総額に百分の三・六七を乗じて得た額
--------------	---

第四条第一項の表に次のように加える。

国営横手西部土地改良事業	元利均等年賦支払	十七年(据置期間を含む。)	年五パーセント
--------------	----------	---------------	---------

第四条第三項中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第四十七号

秋田県林業開発基金条例の一部を改正する条例

秋田県林業開発基金条例(昭和四十一年秋田県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「財団法人秋田県林業公社」を「公益財団法人秋田県林業公社」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第四十八号

秋田県分譲地内の土地の減額譲渡等に関する条例の一部を改正する条例

秋田県分譲地内の土地の減額譲渡等に関する条例(平成二十二年秋田県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

一 婚姻の予約をしている者又は婚姻をしている者で当該婚姻期間が五年以内のもの居住の用

第二条第二項中「前項第五号から第八号まで」を「前項第六号から第九号まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第四十九号

秋田県営住宅条例の一部を改正する条例

秋田県営住宅条例(平成十四年秋田県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第二十条第一項」を「第二十九条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第五十号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「この項」の下に「及び次項」を加え、附則に次の一項を加える。

- 7 職員の給料月額を、平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に限り、第五条から第七条まで並びに附則第二項、附則第三項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定(同項の規定を除く。)による額から、当該額に当該職員に適用される次の表の上欄に掲げる給料表及び次の表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。同項ただし書の規定は、この場合について準用する。

給料表	職務の級	割合
教育職給料表(一)	三級及び四級	百分の七・七七
	一級及び二級	百分の四・七七
教育職給料表(二)	三級及び四級	百分の七・七七
	一級及び二級	百分の四・七七
行政職給料表	三級から六級まで	百分の七・七七
	一級及び二級	百分の四・七七
医療職給料表	三級から五級まで	百分の七・七七(三級の職員のうち第二十二條第五項の規定の適用を受けない職員にあつては、百分の四・七七)
	一級及び二級	百分の四・七七

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例(平成十八

年秋田県条例第三十六号)附則第七項から第九項までの規定の適用を受ける職員に係るこの条例による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第七項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第三十六号)附則第七項から第九項まで」と、「(同項)」とあるのは「(前項)」とする。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

- 3 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年秋田県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。附則第二項中「及び」の下に「第七項並びに」を加え、「の規定」を「及び第七項の規定」に改める。

秋田県条例第五十一号

秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例

- 第一条 秋田県立高等学校設置条例(昭和三十九年秋田県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表秋田県立角館高等学校の項及び秋田県立角館南高等学校の項を削り、同表に次のように加える。

秋田県立角館高等学校	仙北市角館町小館七十七番地二
------------	----------------

- 第二条 秋田県立高等学校設置条例の一部を次のように改正する。

別表秋田県立角館高等学校の項中「仙北市角館町小館七十七番地二」を「仙北市角館町細越町三十七番地」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第一条の規定による改正前の秋田県立高等学校設置条例別表に規定する秋田県立角館高等学校又は秋田県立角館南高等学校(以下「旧角館高等学校等」という。)に在学する者は、平成二十六年四月一日に同条の規定による改正後の秋田県立高等学校設置条例別表に規定する秋田県立角館高等学校(以下「新角館高等学校」という。)に転学させるものとする。
- 3 前項の規定により新角館高等学校に転学させた者については、旧角館高等学校等における在学年数は、新角館高等学校における在学年数とみなし、旧角館高等学校等において履修した課程は、新角館高等学校において履修したものとみなす。

秋田県条例第五十二号

秋田県高等学校校定時課程及び通信制課程修学資金貸与条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「財団法人秋田県育英会」を「公益財団法人秋田県育英会」に改める。

- 一 秋田県高等学校校定時課程及び通信制課程修学資金貸与条例(昭和五十年秋田県条例第十四号)第二条第四号
- 一 秋田県高等学校校定時課程及び通信制課程修学資金貸与条例の一部を改正する条例(平成十六年秋田県条例第三十八号)附則第二項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。